**○農林水産省告示第二百二十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県朝来市和田山町法興寺字法谷一〇（次の図に示す部分に限る。）、八の一から八の四まで、九の一、一一、一二、一五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字法谷八の一・八の三・八の四・一一・一二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁及び青梅市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二百二十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　東京都青梅市柚木町二丁目九〇七（次の図に示す部分に限る。）、三四〇の一、三四三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁及び青梅市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第一号**

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）第三十条の規定に基づき、登録実施機関から登録実施事務の全部を廃止する旨の届出があったので、同法第三十六条第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年二月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

経済産業大臣　赤澤　亮正

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録実施機関の名称及び登録実施機関番号

一般財団法人建材試験センター（登録実施機関第００５号）

二　廃止する登録実施事務の対象

登録実施事務の全て

三　廃止する年月日

令和八年三月三十一日

**○国土交通省告示第二百九十八号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

志遊美谷

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十六年建設省告示第千五百二十九号で指定した同号一二に掲げる土地の区域を除く。）

高知県土佐郡大川村小麦畝

字弓ノ山　一〇二番　一号

一五五番一　二号

一五六番一　三号から八号まで

一五六番二　九号

一五七番　十号から十四号まで

高知県土佐郡大川村大平

字テバシ　三四八番六　十五号から十九号まで

**○国土交通省告示第二百九十九号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大谷谷

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十四年建設省告示三千二十八号で指定した同号一二に掲げる土地の区域を除く。）

高知県土佐郡土佐町土居

字須麻山　一二四六番五　一号及び六号

一二四六番一　二号及び三号

一二四六番二　四号及び五号

**○国土交通省告示第三百号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

表川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千七百六十五号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

愛媛県東温市河之内

字下ノ原　甲三〇三〇番一　一号及び三号

地先道路敷　甲三〇三〇番一　二号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱四号から六号までを順次結んだ線及び標柱四号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千七百六十五号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

愛媛県東温市河之内

字下原　甲三〇三六番　四号

字下ノ原　甲三〇三九番一　五号

字落シ　甲三一六〇番一　六号

**○国土交通省告示第三百一号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　大谷谷

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県土佐郡土佐町土居

字須麻山　一二四六番五　一号及び六号

一二四六番一　二号及び三号

一二四六番二　四号及び五号

**○国土交通省告示第三百三号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之